

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（河川測量）
- 二 測量の地域 宇陀市内における宇陀川沿い及び山辺郡山添村内における名張川沿い
- 三 測量の期間 平成二十九年一月二十五日から同年七月三十一日まで